

3文科教第117号
令和3年5月7日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長
義本博司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」が公布、施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添4のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が改正されました。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれでは、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いします。

なお、大学等連携推進法人等については、別添5のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）において制度の趣旨等が周知されているところですので、留意事

項についても併せて御確認いただき、十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）（以下「教職課程WG報告」という。）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にのみ適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完しない、教職課程として必要な授業科目（以下「連携開設科目」という。）を連携して備えることができる制度を導入すること
- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること
- ・大学に置かれる2以上の学部等の緊密な連係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置く場合に当該基本組織に教職課程を設置できることにする

等が提言されたところです。

この提言等を踏まえ、連携開設科目を開設する教職課程の設置等に係る特例措置や、教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備、自己点検評価の仕組みを整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）等について所要の改正を行うものです。

また、各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を

廃止するものです。

2 改正等の要点

(1) 連携開設科目

① 連携開設科目の単位の認定

(免許法施行規則第 10 条の 3 第 1 項)

免許状の授与を受けようとする者は他の大学（大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。）で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目的単位に含めることとすること。

② 連携開設科目を開設する教職課程の扱い

(免許法施行規則第 22 条第 3 項、教職課程認定基準 3 (3))

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の 8 割まで自ら開設する授業科目とみなすことと可能とすること。

③ 連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

(教職課程認定基準 2 (3))

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。）の教職課程の認定を同時に受ける教職課程（以下「連携教職課程」という。）において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用することにより、専任教員の共通化を可能とすること。

④ 連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

(教職課程認定基準 9)

以下のア) からオ) の要件を全て満たす必要があることとすること。

- ア) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であること
- イ) 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するとともに、次の役割を果たすものとすること

① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

- ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
 - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- ウ) 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等において8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること
- エ) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を、連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員により按分し、按分した数が1未満の場合は1人とすること
- オ) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに教職専門科目を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならないが、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではないこととすること
- なお、通常の教職課程の認定を受けようとする学科等が複数の団地に分かれ、これらの団地間の距離が50kmを超える場合であって、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の取り扱いについても、連携教職課程を設置する大学間の取り扱いと同様に、いずれかの団地において、教職専門科目を開設し、当該学科等の入学定員に応じた専任教員を配置していれば足りることとすること。（教職課程認定基準3（8））

⑤ 連携教職課程を設置する大学への実地視察

（教職課程認定大学実地視察規程4）

連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行うものとすること。

（2）学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

① 学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準2(1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

② 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い
(教職課程認定基準8)

同一の免許状の種類の教職課程を連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であって、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとすること。

③ 学部等連係課程実施基本組織が変更等される場合の教職課程の扱い
(教職課程認定審査の確認事項1(1))

既に認定を受けている学部等連係課程実施基本組織の統合、分離等その組織を変更する場合において、学部等連係課程実施基本組織の設置若しくは廃止又は学部等連係課程実施基本組織の分離と解されるとときは、新たに課程認定を受けることが必要とすること。

(3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入
(免許法施行規則第22条の7、第22条の8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとすること。

(4) 高等学校教諭免許状（情報）等の教職課程における「教科に関する専門的事項」の共通化の拡大
(教職課程認定基準4-8(1)ii))

高等学校教諭（情報）と中学校・高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）

の「教科に関する専門的事項」の共通化を可能とすること。

(5) 各種様式における旧姓、通称名の併記及び押印原則の廃止

(免許法施行規則等の各種様式)

別添1にて改正された各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名の併記を可能とするとともに、免許状を除き押印原則を廃止し各種様式を活用する都道府県教育委員会等の判断により押印を廃止することを可能とすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1)①及び②並びに(5)については、公布の日（令和3年5月7日）から施行すること。

4 留意事項等

(1) 大学が設置している教職課程に連携開設科目を追加で開設する場合の申請

既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合は、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

(2) 新しく連携教職課程を設置する場合の申請

① 連携教職課程の対象となる免許状の種類については、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭であること。

② 幼稚園教諭や小学校教諭の教職課程は、幼稚園・小学校の教員養成を主たる目的とする学科等について認定することとなっており（教職課程認定基準2（5））、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、複数の大学が教職課程を共同して実施する仕組みとしては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第43条第1項等に基づく共同教育課程制度を活用することが適当であること。

③ 連携教職課程を設置する大学同士が全体として教職課程の質を向上させることができるように、連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織として、教職課程認定基準2

- (5) に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」としたこと。
- ④ 広域的な大学間の連携の場合には、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備を図り、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑤ 大学として、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制を整備し、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑥ 連携教職課程を設置する各大学の学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすことを担保するため、学生が在籍する学科等と、それ以外の学科等から一定の単位数を必ず履修するものとして必要な単位数を必ず開設しなければならないこととしていること。
- ⑦ 連携教職課程に整備する教学管理のための体制については、連携教職課程として認定を受けようとする免許状の種類の教職課程ごとに専任教員1人以上をその構成員とすること。また、当該専任教員が授業科目の共通開設に伴い複数の連携教職課程の専任教員を兼ねている場合には、それぞれの連携教職課程の教学管理のための体制の構成員とすることができること。
- (3) 新しく学部等連係課程実施基本組織に教職課程を設置する場合の申請
学部等連係課程実施基本組織を設置し、当該組織に教職課程を設置しようとする場合には、新たに課程認定を受けることが必要であること。
なお、既に教職課程の認定を受けている連係協力学部等においては、入学定員の変更届の提出が必要であること。
- (4) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入
全学的な体制の整備及び自己点検評価に関する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を別添6において示しているところであり、当該ガイドラインに基づき各大学において適切に対応いただきたいこと。
- (5) 「教科に関する専門的事項」の共通開設の拡大
複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができます（教職課程認定基準4-8(4))ことから、高等学校教諭（情報）の教職課程と中学校・

高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の教職課程に共通に開設する「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができること。

(6) 各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

(7) 各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添1のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続き押印を行うことを妨げないこと。

(8) その他

- ① 令和4年度から連携教職課程を設置する場合については、事前相談を令和3年5月～6月中旬、申請書提出締切を令和3年6月下旬を予定しており、様式も含め別途連絡する予定であること。
- ② 今後、教職課程WG報告で提言されている複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制や、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月中央教育審議会答申）で提言されている小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例等に必要な教職課程認定基準の改正を行う予定であること。

添付資料：

- 別添1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第25号）
- 別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添3 教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添4 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添5 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）
- 別添6 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則等に関すること
免許係

電話：03-5253-4111（内線：3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること

教職課程認定係

電話：03-5253-4111（内線：2451）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp